

平成22年度第2回 新居浜市国民健康保険運営協議会 議事録

1 日 時 平成23年9月29日(木) 16:00~17:15

2 場 所 市庁舎3階応接会議室

3 出席者

(委員) 白石 忍 岡本 美登里
井石 安比古 大野 高溥 山内 保生
佐々木 文義 岩本 和強 丹 絹子
徳永 雅幸 今井 基博

(市) 神野福祉部長 園部国保課長 石井主幹 河端副課長 真鍋係長

4 欠席者 芝委員 菊田委員 永易委員

5 傍聴人 1名

6 開会

7 議題

- (1) 国民健康保険運営協議会正・副会長の選任について(議案第1号)
会長に佐々木文義委員、副会長に丹絹子委員を全員一致で選任した。
- (2) 平成22年度国民健康保険事業特別会計決算について(第2号議案)
- (3) その他(第3号議案)
運営協議会委員の欠員募集について

8 議事録（議題(2)・(3)について）

（議長）

※議長は規定により佐々木会長

それでは、2号議案「平成22年度国民健康保険事業特別会計決算について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

（事務局）

第2号議案について説明（別紙参照）

（議長）

質疑はありませんか。

（岩本委員）

歳入歳出差引で1億6,865万5,888円繰り越しています。

平成22年度、建技労から被保険者が入ってきたことやインフルエンザが少ないことなど、病気の影響もあったと思いますが、繰越にはどのくらい影響があったのですか。

（事務局）

平成21年度から22年度にかけて、中央建設国保組合に入っていた方が2,200人程度、新居浜国保に加入されました。

被保険者数で言うと、平成21年度当初では28,829人でしたが、平成22年度では30,222人、対前年4.8%増となっています。

中央建設国保組合からの加入者について、保険料や医療費の追跡はしていませんが、多数の人が加入してきたことで、支出が増加しています。もちろん、医療自体の高度化などもあると思います。それまでは仕事を持っていた人ですから、収入もあり、保険料収入も上がりました。

新居浜国保としては、差し引きあまり影響がなかったと考えています。

（岩本委員）

建技労からの加入者2,200人以外のところで、特別な理由はありませんか。

（事務局）

給付については、特別にはありません。

保険料で言いますと、平成22年度に保険料を改定して率を上げましたから、その影響はあると思います。

（岩本委員）

国保に入るべき人が「保険料が安いから」と建技労に入っていたようです。

収入が少ない人がほとんどだと思いますが、1人あたり保険料はどのくらいになりますか。

（事務局）

療養諸費の一人当たり費用（入院・外来・歯科）をみると、294,547円で、一般被保険者の保険料平均は一人当たり90,041円となっています。これには、介護分や支援金も含みます。

(岩本委員)

本来、国保に入っている人が他の保険に入っている、ということは、もうありませんか。

(事務局)

実務的にはないと考えています。

(今井委員)

療養給付費が減り、保険料が増え、調整交付金が減っています。歳入・歳出の増減について、説明していただけますか。

(事務局)

保険料で言いますと、平成22年度に保険料の改定がありました。

事務の大きな流れで申し上げますと、国庫や県の支出金では、2年ほど前に概算が決まって、例えば平成21年度決算の額を見て、国や県が平成22年度の普通調整交付金や特別調整交付金の額を決めています。平成22年度そのもので、額が決まるわけではありません。この内容として前年、前々年からの経過で、平成22年度の額が決まっています。

(今井委員)

2年前から努力して条件をクリアすれば、減額は避けられますか。

(事務局)

交付金自体は、医療費全般について、今の仕組みで決まってくる額になりますけれども、なかなかそれは新居浜市独自の努力では、困難な部分が多いと考えます。医療費の給付費の中で努力する部分はありますが、ただ、平成22年度については、特別調整交付金は最終的に予算上マイナスになっていますけれども、それまで数年間、新居浜市は対象外となっていましたので、国や連合会に働きかけた結果、5,500万円、いただけることになりました。

先ほど少し申し上げましたが、一般的な概算として、国が出す交付金というのが普通調整交付金ですが、一般では計り知れないような要素があった場合に出てくるのが、特別調整交付金です。

(今井委員)

審査支払手数料を3,000万円払っていますが、効果はどうですか。

効果が少ないようでしたら、方法等を変えるなどお考えになりませんか。

(事務局)

審査支払手数料は、国保連合会を通じてレセプトの審査をしているのですが、その結果について薬剤や施術など内容の疑義を一旦医療機関に返すものです。

その結果、影響があった額としては7,000万円ありました。

ただ、歳入の中の第三者行為17,794,137円も含めて、平成22年度は概算7,000万円が返還された事になります。

単純に考えますと、5,300万円ほどが審査の結果返ってきた額になります。

そのほか、連合会で一旦審査にかけて、終わったレセプトは新居浜市でもう一度専従の者が審査

しています。最終的に連合会で集計した年間の返戻・再審査の総額が7,000万円、その中の第三者行為などの歳入を引くと、5,300万円ほどが返還された額になります。

(今井委員)

二段重ねで実施している効果も検証されてはいかがですか。

市独自でする方が、ひょっとしたら効果があるのかもしれません。

(事務局)

国保連合会ですと、その月ひと月分だけのレセプトを審査しています。一人の方について何か月も縦覧点検するというのは、保険者である新居浜市でないとできません。

そういう部分については、新居浜市の専門の担当者の方で、数か月前のレセプトから連続して点検する中で発見できるようなこともあります。

国保連合会の方はひと月分終われば市の方に渡されますので、数か月間を縦覧というかたちで見ることは、市で実施しています。

(徳永委員)

被用者保険をやめて国保に入る場合、遡及して加入することがあります。

各市町で取り扱いが違うと聞いていますが、新居浜市の場合は給付も遡って行っているのですか。

(事務局)

被用者保険を喪失されてかなりの期間を空けて新居浜国保に入られる場合、窓口の立場としては「給付も認めますが、過去2年間について保険料もお支払いください」というスタンスです。

(徳永委員)

保健事業費のところの特定健康診査費ですが、これは特定健康診査に係る保険者としての支払いということですか。

(事務局)

集団健診や委託医療機関において健診を実施した分についての支払い額です。

(徳永委員)

平成22年度の健診受診率はどの程度ですか。

(事務局)

速報値ですが、特定健診受診率が26.0%、健診した後の特定保健指導実施率が16.1%となっています。

努力はしているところですが、国が定めた目標値65%からは低く、なかなか厳しい現状です。

事業の内容をお話しさせていただきますと、単に特定健診をするだけではなくて、「血管年齢や骨密度を測定しますからいらしてください」と各公民館で実施しているミニ健康まつりや、特定健診終了後に健診結果説明会を、保健師・管理栄養士で行っています。健診結果を見て、生活習慣、食べること、運動するなどの指導を行い、次の年の受診につなげていくといった取り組みもしています。

また、医療機関に定期的にかかっている人について、承諾が得られたら、かかりつけの先生に「この方は特定健診を受けていないのですが、勧めていただいたらどうでしょうか」という内容の手紙をお送りさせていただくかかりつけ医への相談を予定しています。

(議長)

他にございませんか。

(今井委員)

保健事業に関わることですけれども、予防という点から言うと、保健事業はとても大事です。

大変なことはわかりますが、諦めないで取り組んでほしいと思います。

行政の様々な保健事業とタイアップされていると聞いたことがあります。

保健事業費 8, 300 万円は国保事業費の 0. 64% になります。施策的に、例えば予算全体の 1% 分は必ず使って予防事業を実施する等の検討はいかがでしょうか。

お金だけの話ではないのですが、1% 分くらいというと 1 億 2, 000 万円くらいになりますが、2% 2 億円でもいいですけれども、外部機関に委託するだとか、そういうことも考えながらやる、という、そういう施策も大事なのではないだろうか、と意見というか、要望としてあります。

(事務局)

内容としては先ほど少しお話しした、かかりつけのお医者さんも含めまして、国から補助金をもらって、専門の民間企業も含めた事業展開をしています。

特定健診では主に、大きな立てりとしては、糖尿病であるとか慢性疾患を中心に行っているものですから、話が他のところにいきますけれども、先ほどお話しした公民館でのミニ健康まつりは主に骨密度や脚力などの測定を通して、骨折になると非常に長期間の療養になって医療費の増大につながる、そういうことを防ぎたい、という思いから事業展開をしています。

(今井委員)

地域に根差した活動、まさしく公民館を活用した活動なんかは最高だと思いますけれども、そういうところは予算を削ることはないと思うので、これをすることによって医療費が下がるという、そういう効果もあると思うので、効果の検証もしないといけないですけれども、効果は確実にあると思うので、そういうところには重点的に、という気持ちでやっていただいたらな、と思います。

(議長)

他に、意見はございませんか。

それでは、以上で質疑を終わらせていただき、これより討論に入ります。

討論、ご意見等ございますか。以上で、討論を終わります。

それでは 2 号議案、平成 22 年度国民健康保険事業特別会計決算については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございました。

全員挙手によりまして、2 号議案につきましては、原案どおり承認することに決しました。

次に、3号議案、その他として何かありませんか。

(事務局)

被保険者を代表する委員さんに1名欠員がありますので、承認いただきましたら、11月号市政だよりで委員の募集をかけたいと思います。

条件としてはまず、国民健康保険に加入している方、それから保険料の滞納等がない方、現在新居浜市の審議会等の委員になっていない方、ということで1名、募集をかけたいと思っています。

その時にできれば、医療保険について感じていることを800字程度で小論文を書いていただければと考えております。

もし承認いただけましたら、11月号市政だよりと国保課ホームページに掲載したいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

(議長)

今、運営協議会委員の欠員募集について報告がありました、これについて何か質問等ございませんか。

では、そのように取り計らってよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは何か他に質問はございませんか。

(今井委員)

国民健康保険の概要を配布していただきましたが、これについて何か説明はありますか。

(事務局)

平成23年度版となっていますが、内容は平成22年度実績となっています。過去からの給付費、保険料、事業内容などが掲載されておりますので、またご参照いただければと思います。

(今井委員)

少し見せていただいたら、例えば81ページ、滞納が2億円ほどあります。

市全体で様々な対応を頑張っているのは伺っているところですけれども、国保の滞納というのは、基本的にどのような対応をされていますか。

(事務局)

国保課の活動といしましては、徴収員14名・徴収係4名の体制で対応しています。未納、滞納の長期者への納付勧奨、場合によっては長期間未納の者に対して短期保険証や資格証明書の発行もしております。

新居浜市として全体の枠の中では、平成23年4月から、長期間の滞納がある人について、専門的に債権管理室の方で差し押さえ等の対応をしています。平成23年4月に、児童福祉課の保育料について滞納者を40名、国民健康保険から滞納者を10名、債権管理室の方に移管して、差し押さえ等の対応を行っております。市ホームページ等にも掲載しておりますので金額を申し上げますと、国保で言いますと10名分の滞納金額は665万円ですが、今240万円ほどが回収されています。平成23年度につきましても引き続き2名を追加して、現在12名に対して債権管理室の

方に移管しております。

そういう事業の中で、国保課としても債権管理室だけではなく、国保課独自に、長期の滞納者に対して預金調査等を行い、一定の資産がある者については、毅然とした態度を取らないと、きちんと納めている方との整合性が取れないので、国保課として独自に差し押さえを、平成22年度から行っております。件数としては5件200万円ほどの差し押さえをしておりますが、やはり多少アナウンス効果というものもあったかな、と感じています。債権管理室だとか国保課独自にそういうことを行うということで、差し押さえが来る前に窓口で納入するという事例があったようです。こういったかたちについては、やはり、基本的に預金であるとか、あるいは生命保険とか、そういったものについて資産があって、なお納めようとしている者については、そういう方法もやむを得ないかなあ、と思っています。ただ、生活的に難しい方もおり、なかなか一気に線を引いてということは難しいので、窓口で気長に納付勧奨や納付相談、分納相談を行っています。

(議長)

他に質問等ございませんか。

(事務局)

次の開催につきましては、今のところ1月を予定しております。平成24年度の予算になろうかと思いますので、またご案内させていただきます。よろしくお願ひいたします。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、平成23年度第1回新居浜市国民健康保険運営協議会を終了いたします。

本日は長時間にわたり、活発なご意見、またご提言を賜り、誠にありがとうございました。

以上のとおり会議の顛末を記録し、相違ないことを証明し、押印します。

平成23年10月20日

新居浜市国民健康保険被保険者代表

白石 忍



新居浜市保険医又は保険薬剤師を代表する委員

山内保生

